

初期臨床研修管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 本委員会は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号 平成15年6月12日（一部改正 平成17年2月8日） 厚生労働省医政局長通知）に基づき、大阪府済生会千里病院において行う医師の初期臨床研修の方策について検討し、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を身につけることのできる初期臨床研修の実施を図ることを目的として設置する。

(名称)

第2条 本委員会の名称を 「初期臨床研修管理委員会」 とする。

(構成及び委員長)

第3条 本委員会は、院長、事務部長、初期臨床研修プログラム責任者、初期臨床研修センター医師、初期臨床研修プログラムを展開する各診療科所属長、看護部、放射線部、中央検査部、薬剤部の責任者又はこれに代わる者、初期臨床研修実施責任者（臨床研修病院群を構成するすべての協力型臨床研修病院の初期臨床研修実施責任者及びすべての臨床研修協力病院の初期臨床研修実施責任者を含む）、当院及び臨床研修協力施設以外の医師又は有識者、地域の代表者をもって構成する。

- 2 委員長は、初期臨床研修プログラム責任者とし、院長が委嘱する。ただし、外部委員は委員長に選出できないものとする。委員は委員長が経営戦略課と調整の上、指名し、院長が委嘱する。委員長は委員のうちから副委員長1名を指名することができる。
- 3 前項の他に特に必要と認められる場合は、委員長の承認を得て構成員以外の者を出席させることができる。また、委員以外の病院関係者又は院外の学識経験者等の参加を求めることができる。
- 4 委員以外の院外の学識経験者等の参加を求める必要がある場合は、委員会での合意の上、別途伺いにより院長決裁を受けることとする。

(委員会及び委員の責務)

第4条 本委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 初期臨床研修プログラムの作成に関すること。
- (2) 初期臨床研修プログラムにおける各診療科間の調整に関すること。
- (3) 初期臨床研修医の管理及び初期臨床研修医の採用・中断・修了の際の評価等に関すること。
- (4) 指導医の評価等に関すること。
- (5) 初期臨床研修プログラム全体の評価等に関すること。
- (6) その他初期臨床研修実施に必要な事項の統括管理に関すること。

(委員会の開催及び定足数)

第5条 本委員会は、年3回開催するものとし、委員長が開催通知をもって招集する。

- 2 本委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議決が必要な場合は3分の2以上の出席を必要とする。なお、外部委員について代理出席が見込めない場合は、委任状をもって議決案件に対する必要な出席者数にカウントすることとする。

(議決)

第6条 議決は出席者の過半数による。なお、実施等にあたっては、別途伺いにより（大阪府済生会千里病院会議・委員会設置運営要綱 第4条第4項）院長決裁を受けなければならない。

(議事録)

第7条 議事内容は、議事録（大阪府済生会千里病院会議・委員会設置運営要綱 様式3）をもって院長へ報告しなければならない。報告後の議事録は、デスクネットに掲載することとする。

(事務局)

第8条 本委員会の事務局は、初期臨床研修センターに置く。

(附 則)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

- 2 済生会千里病院研修管理委員会設置要綱（平成16年4月1日施行）は、平成18年1月1日限り廃止する。

(附 則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。（第3条、第5条、第6条 改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。（第3条、第5条、第7条 改正）

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。（第3条 改正）

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。（第4条 改正）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。（第8条 改正）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。（第5条 改正）

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。（第3条、第5条 改正）

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。（第3条改正）

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。（第6条改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。（第1条、第3条、第8条 改正）

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。（第2条、第3条、第4条 改正）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。（第3条 改正）